

利用上の注意

- 1 統計表の数値は四捨五入の関係で、内訳計と合計が一致しない場合があります。
- 2 単位は100万円を原則としています。
- 3 平成23年表は、前回の平成17年表とは部門の概念・定義が異なる部分もありますので、時系列で単純に比較できない場合があります。
- 4 この報告書における平成17年の数値は、平成23年の分類に組み替えたうえで比較を行っています。
- 5 本書の内容は富山県統計調査課ホームページ「とやま統計ワールド」でもご覧になれます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/1015/index2.html>
- 6 本書についてのお問い合わせは、下記をお願いします。

富山県統計調査課経済動態係

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

TEL 076-444-3191 FAX 076-444-3490

目 次

平成 23 年富山県産業連関表作成基本フレーム	1
-------------------------	---

第 1 章 平成 23 年（2011 年）富山県産業連関表からみた本県の経済構造

1 県経済の規模と構造	4
2 総供給と生産額	6
3 産業別生産額	8
4 生産額の産業別特化係数	10
5 製造業の生産額	12
6 中間投入と粗付加価値	14
7 総需要	16
8 最終需要	18
9 県際間取引	20
10 最終需要による生産誘発	22
11 影響力係数と感応度係数	24
12 公共投資による経済波及効果	26

第 2 章 産業連関表の使い方

1 産業連関表の概要	30
2 産業連関表の各種係数の意味・使い方	32
3 産業連関表による波及効果分析の基本的な考え方	36
4 波及効果分析の一例	38

第 3 章 計数表

1 13 部門表	
(1) 生産者価格評価表	46
(2) 投入係数表	48
(3) 逆行列係数表	50
(4) 最終需要項目別生産誘発額	52
(5) 最終需要項目別生産誘発係数	52
(6) 最終需要項目別生産誘発依存度	52
(7) 最終需要項目別粗付加価値誘発額	53
(8) 最終需要項目別粗付加価値誘発係数	53
(9) 最終需要項目別粗付加価値誘発依存度	53
(10) 最終需要項目別移輸入誘発額	54

(11) 最終需要項目別移輸入誘発係数	54
(12) 最終需要項目別移輸入誘発依存度	54

2 37 部門表

(1) 生産者価格評価表	56
(2) 投入係数表	60
(3) 逆行列係数表	64
(4) 最終需要項目別生産誘発額	66
(5) 最終需要項目別生産誘発係数	67
(6) 最終需要項目別生産誘発依存度	68
(7) 最終需要項目別粗付加価値誘発額	69
(8) 最終需要項目別粗付加価値誘発係数	70
(9) 最終需要項目別粗付加価値誘発依存度	71
(10) 最終需要項目別移輸入誘発額	72
(11) 最終需要項目別移輸入誘発係数	73
(12) 最終需要項目別移輸入誘発依存度	74

3 108 部門表

(1) 生産者価格評価表	76
(2) 投入係数表	86
(3) 逆行列係数表	
$(I - A)^{-1}$ 型 (閉鎖型)	94
$[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型 (開放型)	102
(4) 最終需要項目別生産誘発額	110
(5) 最終需要項目別生産誘発係数	111
(6) 最終需要項目別生産誘発依存度	112
(7) 最終需要項目別粗付加価値誘発額	113
(8) 最終需要項目別粗付加価値誘発係数	114
(9) 最終需要項目別粗付加価値誘発依存度	115
(10) 最終需要項目別移輸入誘発額	116
(11) 最終需要項目別移輸入誘発係数	117
(12) 最終需要項目別移輸入誘発依存度	118

4 平成 23 年富山県産業連関表部門分類表

(平成 23 年富山県産業連関表付帯表) 平成 23 年 (2011 年) 雇用表	129
---	-----

平成 23 年富山県産業連関表作成基本フレーム

1 期間、対象及び記録の時点

平成 23 年 1 年間（暦年）の富山県内で行われる財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

記録の時点は、原則として生産及び取引が実際に発生した時点を記録する「発生主義」による。

2 取引基本表の構造

(1) 取引活動は価格評価とし、「実際価格による生産者価格評価」による。

実際価格：同一の財貨の取引でも輸出価格と国内価格で相違したり、大口消費者か小口消費者かで価格が異なる場合、それぞれの実際の価格で評価する方法。

生産者価格評価：個々の取引額に流通経費（貨物運賃及び商業マージン）を含まないもの。

(2) 消費税の評価方法は、各取引額に消費税額を含むいわゆる「グロス表示」である。

なお、消費税の納税額は、粗付加価値部門の間接税に含めている。

(3) 移輸入の取扱いは、「競争移輸入型」とする。

競争移輸入型：同じ種類の財については、県産品と移輸入品との区別を行わず、全て同じ扱いをするもの。

(4) 次の仮設部門を設定する。

- ① 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙
- ② 自家輸送（旅客自動車、貨物自動車）
- ③ 事務用品

(5) 屑・副産物の取扱いは、マイナスで計上する「マイナス投入方式（ストーン方式）」とする。

3 部門分類

部門分類は、原則としてアクティビティベース（生産活動単位）とする。

基本分類	518（行）	×	397（列）	（作業用）
統合中分類	108（行）	×	108（列）	（公表）
統合大分類	37（行）	×	37（列）	（公表）
13部門分類	13（行）	×	13（列）	（公表）

4 前回(17年表)との変更点

全国表の部門分類等に準拠し変更した。

主な変更は以下のとおり。

(1) 基本分類

- ① 「理化学機械器具」及び「分析器・試験器・計量器・測定器」を統合し、「計測機器」を新設。
- ② 「映像情報制作・配給業」及び「その他の対事業所サービス」の一部などを統合し、「映像・音声・文字情報制作業」を新設。
- ③ 「一般飲食店(除喫茶店)」、「喫茶店」及び「遊興飲食店」並びに「小売」に含まれていた「持ち帰り・配達飲食サービス」を統合し、「飲食サービス」を新設。
- ④ 「沿岸漁業」、「沖合漁業」及び「遠洋漁業」を「海面漁業」に統合。
- ⑤ 「公的金融(帰属利子)」及び「民間金融(帰属利子)」を「公的金融(FISIM)」及び「民間金融(FISIM)」に変更。
- ⑥ 設立主体別に部門を設定していた医療を診療等の内容別に再編。
- ⑦ 「その他の対事業所サービス」に含まれていた「警備業」を分割特掲。

(2) 統合分類

- ① 「一般機械」等を「はん用機械」、「生産用機械」及び「業務用機械」に再編。(日本標準産業分類の改定)
- ② 統合大分類の名称を「運輸・郵便」に変更。
- ③ 統合大分類「情報通信」に含まれていた「郵便・信書便」を統合大分類「運輸・郵便」に移行。(日本標準産業分類の改定)

(3) その他

- ① 基本分類「自家輸送(旅客自動車、貨物自動車)」を仮設部門として新設。
- ② 「熱間圧延鋼半製品」を削除。

5 その他

本書に記載していない概念・定義・範囲等、産業連関表作成にあたって必要な事項は、「平成23年(2011年)産業連関表—総合解説編—」(総務省)に準拠する。